

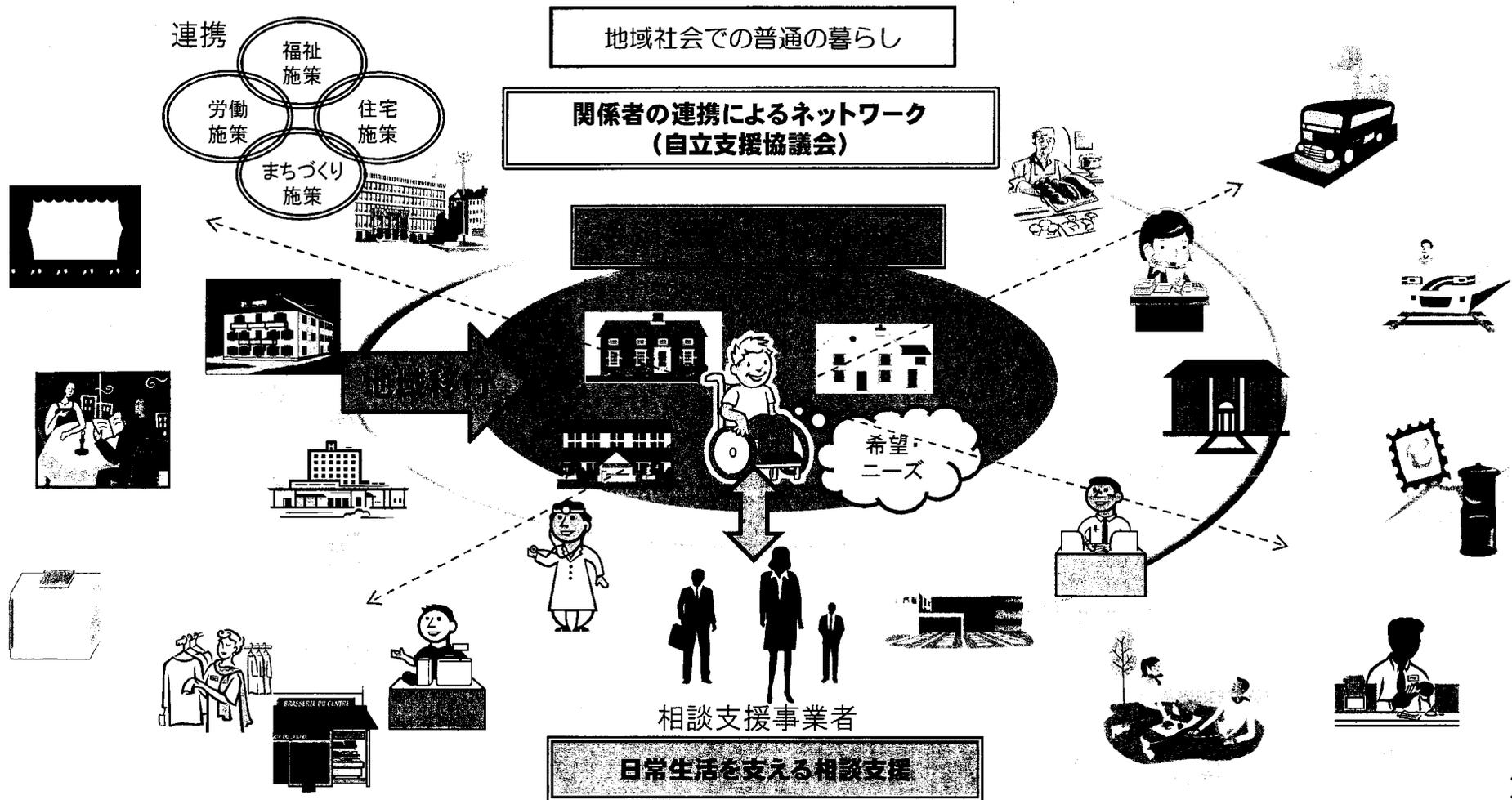
◇ 障害者の地域生活への移行について

障害のある人が普通に暮らせる地域づくり

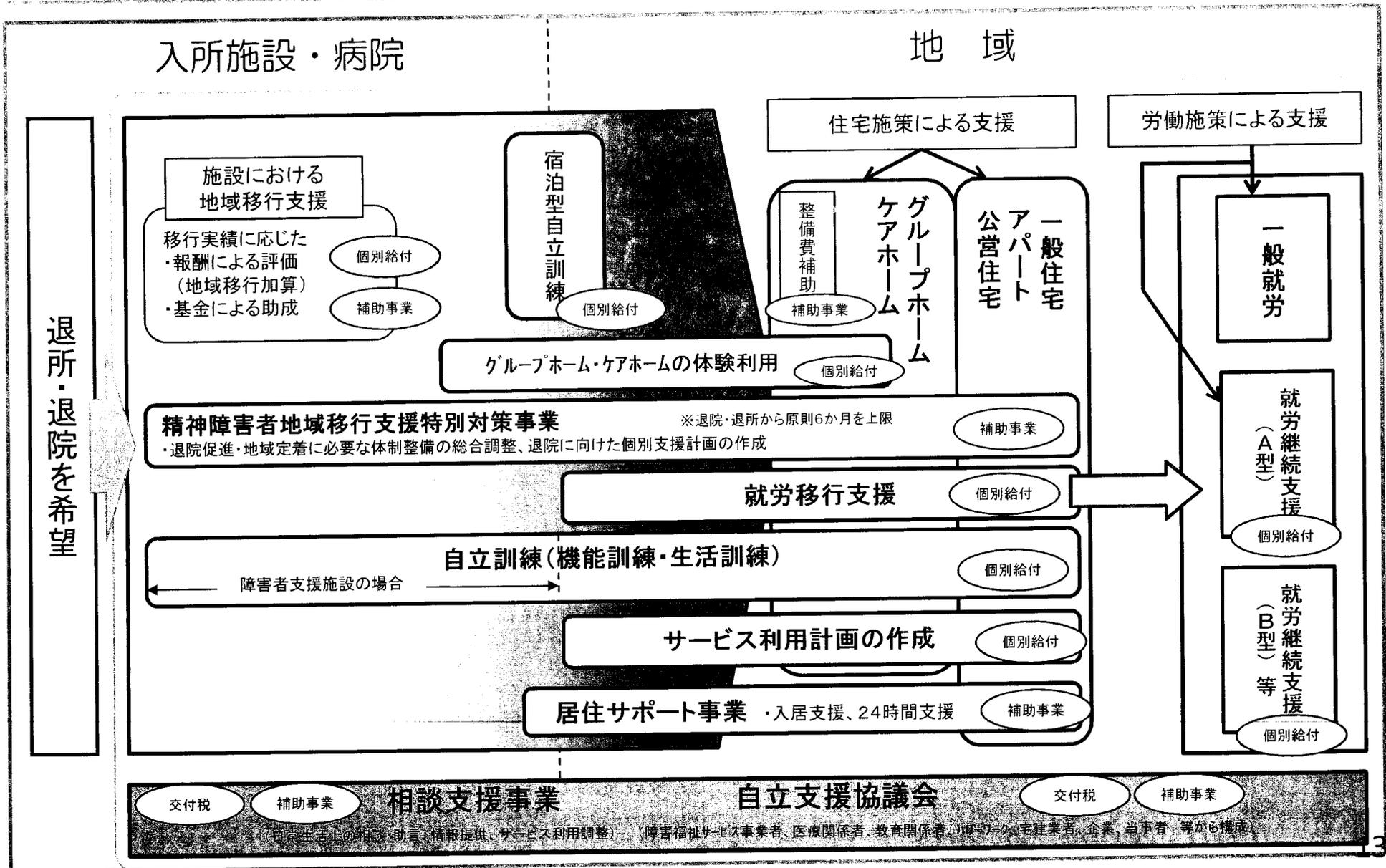
(目指す方向)

重度の障害者でも地域での暮らしを選択できる基盤づくり

・安心して暮らせる住まいの場の確保、・日常生活を支える相談支援体制の整備、・関係者の連携によるネットワークの構築



障害者の地域移行を進めるための支援方策について



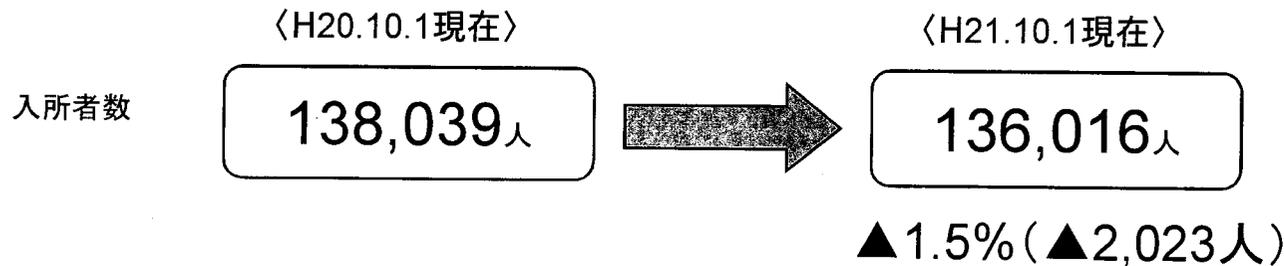
退所・退院を希望

施設入所者の地域生活への移行に関する状況について①

速報値(2/22時点)

※2, 596施設からの回答を集計(回収率約96%)

1 入所者の推移



- 対象施設
- (1) 身体障害者療護施設
 - (2) 身体障害者入所授産施設
 - (3) 知的障害者入所授産施設
 - (4) 知的障害者入所授産施設
 - (5) 精神障害者入所授産施設
 - (6) 身体障害者入所更生施設
 - (7) 精神障害者生活訓練施設
 - (8) 障害者支援施設

2 施設退所後の居住の場の状況

(1) 退所者の居住の場の内訳

地域生活移行	他入所施設 (障害)	他入所施設 (老人)	地域移行型 ホーム	病院	死亡	その他	計	新規入所者
5,332人 (51.4%)	1,081人 (10.4%)	471人 (4.5%)	85人 (0.8%)	1,386人 (13.4%)	1,669人 (16.1%)	348人 (3.4%)	10,372人	8,349人

※「その他」には、救護施設、刑務所、所在不明等が含まれる。

(2) 地域生活への移行状況

〈H20.10.1→H21.10.1〉

地域生活へ移行した者

5,332人

3.9%(H20.10.1入所者数をベースとして地域生活へ移行した割合)

〈地域生活へ移行した者の住まいの場の内訳〉

共同生活介護	共同生活援助	福祉ホーム	通勤寮(旧法)	家庭復帰	1人暮らし・結婚等		その他
					民間住宅	公営住宅	
1,876人 (35.2%)	650人 (12.2%)	83人 (1.6%)	71人 (1.3%)	1,828人 (34.3%)	682人 (12.8%)	106人 (2.0%)	36人 (0.7%)

施設入所者の地域生活への移行に関する状況について②

速報値(2/22時点)

※2, 596施設からの回答を集計(回収率約96%)

3 地域生活へ移行した者の日中活動の状況

〈地域生活へ移行した者の日中活動の内訳〉

生活介護	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援 A型	就労継続支援 B型	旧体系施設 (授産)	旧体系施設 (授産以外)
887人 (16.6%)	28人 (0.5%)	188人 (3.5%)	284人 (5.3%)	59人 (1.1%)	832人 (15.6%)	328人 (6.2%)	260人 (4.9%)
地域活動支援 センター	一般就労	学校	精神科 デイケア等	通所介護 (介護保険)	その他の活動	未定	不明
155人 (2.9%)	564人 (10.6%)	41人 (0.8%)	439人 (8.2%)	144人 (2.7%)	166人 (3.1%)	621人 (11.6%)	336人 (6.3%)

4 施設入所前の居住の場の状況

(1) 新規入所者の入所前の内訳

地域生活	他入所施設 (障害)	他入所施設 (老人)	地域移行型 ホーム	病院	その他	計
3,286人 (39.4%)	1,548人 (18.5%)	128人 (1.5%)	17人 (0.2%)	2,992人 (35.8%)	378人 (4.5%)	8,349人

(2) 地域生活の内訳

共同生活介護	共同生活援助	福祉ホーム	通勤寮(旧法)	家庭	1人暮らし・結婚等		その他
					民間住宅	公営住宅	
171人 (5.2%)	94人 (2.9%)	10人 (0.3%)	25人 (0.8%)	2,656人 (80.8%)	191人 (5.8%)	35人 (1.1%)	104人 (3.2%)

障害福祉計画に係るグループホーム・ケアホームの進捗状況(都道府県別)

		23年度計画値に対する到達率(平成21年10月時点)
1	北海道	70.1%
2	青森県	61.3%
3	岩手県	73.6%
4	宮城県	72.0%
5	秋田県	50.9%
6	山形県	56.2%
7	福島県	66.5%
8	茨城県	71.0%
9	栃木県	71.9%
10	群馬県	57.9%
11	埼玉県	49.6%
12	千葉県	60.3%
13	東京都	80.7%
14	神奈川県	66.4%
15	新潟県	53.5%
16	富山県	60.4%
17	石川県	76.2%
18	福井県	90.2%
19	山梨県	65.5%
20	長野県	67.0%
21	岐阜県	67.3%
22	静岡県	65.5%
23	愛知県	60.3%
24	三重県	52.3%

		23年度計画値に対する到達率(平成21年10月時点)
25	滋賀県	70.5%
26	京都府	67.0%
27	大阪府	65.2%
28	兵庫県	48.4%
29	奈良県	60.5%
30	和歌山県	58.5%
31	鳥取県	79.7%
32	島根県	67.7%
33	岡山県	65.0%
34	広島県	66.4%
35	山口県	47.2%
36	徳島県	43.1%
37	香川県	65.3%
38	愛媛県	60.0%
39	高知県	63.4%
40	福岡県	62.4%
41	佐賀県	70.8%
42	長崎県	60.7%
43	熊本県	50.3%
44	大分県	58.4%
45	宮崎県	51.6%
46	鹿児島県	53.4%
47	沖縄県	61.7%
	合計	64.0%

(1)グループホーム・ケアホームについて

○ 障害者の地域生活への移行を促進するため

→ グループホーム・ケアホームのさらなる整備促進が急務

※ 平成21年10月から、ワンルームマンション等について建物内に複数の「共同生活住居」を設置可能に。

○ 一方で、

・ 同一敷地内で複数の共同生活住居を設置 → 集団処遇ではないか

・ 同一敷地内での日中活動との併設 → 昼夜の一体化ではないか
といった意見もある。

→ 「家庭的な雰囲気」「地域との交流」といったグループホーム等の趣旨について十分配慮しながら整備促進。

○ また、近年の火災による死亡事故の発生や消防法令の改正

→ 防火安全体制について改めて関係者への周知をお願いする。

(2)障害者の住まいの場の確保のための福祉部局と住宅部局の連携について

- 障害者の住まいの場の確保のため福祉施策と住宅施策の連携が必要。
- 国においても、厚生労働省と国土交通省が協力し施策を推進。
 - ① 公営住宅の活用や施設整備費・地域住宅交付金
→ グループホーム・ケアホームの整備促進
 - ② 公営住宅における障害者の優先枠の設定や既存民間住宅の借り上げ
→ 公的賃貸住宅の入居促進
 - ③ あんしん賃貸支援事業、家賃債務保証制度等の活用
→ 民間賃貸住宅への入居の円滑化
 - ④ バリアフリー改修促進税制や地域住宅交付金による民間住宅のバリアフリー改修助成の活用
→ 住宅のバリアフリー化の支援
- 福祉部局と住宅部局の連携をお願いします。

障害者の住まいの場の確保のための福祉部局と住宅部局の連携について

障害者が安心して暮らすことのできる住まいの場の確保

1. グループホーム・ケアホームの整備促進

- 身体障害者を対象とするグループホーム・ケアホームに対する公営住宅の活用
- 公営住宅をグループホームとして活用するためのマニュアルの活用
- 厚生労働省における施設整備費の助成等と国土交通省における地域住宅交付金の活用

2. 公的賃貸住宅の入居促進

- 障害者の優先枠の設定や障害者向けの公営住宅の供給等による入居促進
- 既存民間住宅の一部を借り上げて行う公営住宅の供給
- 公的賃貸住宅団地の余剰地に福祉施設等を積極的に誘致・導入する安心住空間創出プロジェクトの実施

3. 民間賃貸住宅への入居の円滑化

- 障害者等の民間賃貸住宅への円滑な入居について協議する居住支援協議会の積極的な活用
- 福祉部局と住宅部局との連携によるあんしん賃貸支援事業の積極的な活用と周知徹底
- (財)高齢者住宅財団が未払い家賃の債務保証を行う家賃債務保証制度の普及

4. 住宅のバリアフリー化の支援

- バリアフリー工事について所得税や固定資産税を減税するバリアフリー改修促進税制についての周知徹底
- 地域住宅交付金の提案事業として行う民間住宅のバリアフリー改修への助成

(平成21年11月12日厚生労働省社会・援護局地域福祉課長、障害保健福祉部企画課長、障害保健福祉部障害福祉課長、国土交通省住宅局住宅総合整備課長連名通知)

◇ 相談支援体制の充実等について

(1) 相談支援の充実等について

- 障害者が地域で安心した生活を送っていくため相談支援が重要
 - しかし、市町村ごとの取組に格差があるとの指摘。
 - 相談支援事業の機能を強化する事業(地域生活支援事業や基金事業)の活用が重要であり積極的な活用をお願いします。

- サービス利用計画作成費は実績が低調 ※利用者数2,731人(平成21年4月)
 - 利用者の地域生活を支援する上で、計画作成後のモニタリングやサービス事業者との連絡調整が重要であり、積極的な活用をお願いします。

- 障害者の地域生活を支えるために、相談支援専門員やサービス管理責任者等の人材の質の向上が不可欠
 - 昨年度、国において都道府県研修の企画立案・運営を担う者に対する研修を実施したので、その人材の活用をお願いします。
 - 現任研修を平成20年度までに一度も開催していない都道府県が14か所あるため、確実な実施をお願いします。

(2) 地域自立支援協議会の活動の充実について

- 障害者が地域で安心して自立生活を送っていくためには、本人のニーズに合った各種のサービスを提供する地域の支援体制の整備が必要

→ 地域自立支援協議が市町村に設置されることが重要。

※平成21年4月時点で79%の市町村が設置

- 更なる設置の促進・活性化のため、
 - ・ 「自立支援協議会設置・運営マニュアル」(平成19年度に各自治体に配布)
 - ・ 「都道府県相談支援体制整備事業」(地域生活支援事業)
 - ※自立支援協議会の設置・運営に関するアドバイザーを派遣する事業
 - ・ 「地域自立支援協議会運営強化事業」(基金事業)

の活用をお願いしたい。

◇ 障害者の就労支援の推進等について

○ 工賃倍増5か年計画のイメージ

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算	—	5億円	16億円	17億円	8億円	
国	工賃水準ステップアップ事業実施 〔授産施設に経営コンサルタントを派遣し、経営改善を図るモデル事業〕	工賃倍増計画の各地域への事例を基に、他域へのノウハウを提供 円卓会議等の場を活用し、障害者に対する企業からの仕事の発注を奨励する仕組みを紹介するとともに、工賃倍増計画の内容における助言を行う	先進事例の収集を図り、広く公表する等の情報提供を実施 ①コンサルタントによる施設経営支援 ②事業所職員職場実習コーディネーター配置及び受入企業の開拓 ③説明会等の実施による施設職員等の意識改革 ④障害者就労に理解を示す企業のPR	各都道府県の工賃実態等の把握 新規事業利用者の一般就労に向けた職業能力向上のための職業指導員等の研修を実施	① これまでの取組における、効果的な事業に対する支援 ② 複数の事業所が協働して受注、品質管理等を行う取組等に対する支援〔定額(10/10)相当〕 新規事業 ① 「共同受注窓口組織」整備のための事業(8か所(ブロックごとに1か所)) ② 工賃引上げに積極的な事業所における好事例紹介、説明会 ③ 事業所経営意識向上 既存事業 コンサルタント派遣期間見直し(3年→2年)等	
都道府県	実施結果を検証し、19年度事業に反映	地域の企業グループや労働行政とネットワークを構築し、当該ネットワークが中心となり工賃倍増計画を策定	事業所職員、利用者、保護者の意識改革	就労支援に携わる職員、利用者、保護者の意識改革	行政刷新会議の「事業仕分け」での指摘を踏まえ、事業内容の見直しを実施	
事業所	先行(約8か所)	集中実施期間 (意識改革、コンサルタント派遣等)	→	→	→	→
	前期(約20か所)		集中実施期間 (意識改革、コンサルタント派遣等)	→	→	→
	中期(約20か所)			→	→	→
	後期(約16か所)				→	→
研修				研修事業	→	→

工賃倍増5か年計画の推進について

工賃倍増に向けた取組

- ◇ 就労継続支援B型等で働く障害者の工賃水準(平成18年度平均工賃月額12,222円)が低く、障害者が自立して生活するために工賃を引き上げることが必要。
- ◇ 平成23年度までの5年間で平均工賃の倍増を目指すため、平成19年度において都道府県ごとに工賃の倍増を図るための具体的な方策等を定めた「工賃倍増5か年計画」を策定し、同計画に基づき都道府県が実施する事業等に対して支援を行う。
- ◇ 行政刷新会議の「事業仕分け」における指摘事項を踏まえ、既存事業の見直しを行うとともに、新規事業を追加。

【指摘事項】

①効果的な事業手法を工夫すべき、②執行率が低い、③補助事業のメニューの多様化を検討し、就労継続支援事業所等への経営コンサルタントの派遣だけでなく、都道府県が考えた効果的な事業も対象となるようにすべき、④地方負担の存在が執行率が低い大きな要因の一つとなっていると考えられるので、国庫負担のあり方を検討。

事業の成果(平成20年度)

- ◇ 平成19年度にコンサルタントによる支援を実施した事業所 平成19年度 13,664円 → 平成20年度 14,438円(5.7%増)
- ◇ 平均工賃の高い県(佐賀県、福井県、徳島県)は、共同受注体制の整備など、事業所間で協働した取組を実施。
(参考) 全国平均 平成19年度 12,600円 → 平成20年度 12,587円

平成22年度における主な事業内容 (21年度予算 約17億円 → 22年度予算案 約8億円(実施主体 都道府県))

- 【既存事業(補助率:1/2(負担割合 国1/2、都道府県1/2))】 → 効果的な事業実施のための見直しを実施
 - 経営コンサルタント派遣等による個別事業所の工賃引上げの促進
平成22年度は、1県あたり平均16事業所にコンサルタント派遣を実施、派遣期間は2年
 - 事業所職員の人材育成に関する経費
事業所職員の人材育成(スキルアップ、経営ノウハウの向上)、インターネットを活用した情報提供(研修使用資料、データ)
- 【新規事業(補助率:定額(10/10相当))】 → 効果的かつ国庫負担のあり方を踏まえた事業実施
 - 複数の事業所が協働して受注、品質管理等を行う「共同受注窓口組織」の整備(8か所(ブロックごとに1か所))
 - 工賃引上げに積極的な事業所による好事例の紹介、説明会の実施
 - 事業者の経営意識の向上(未着手事業所への説明会)